

令和 6 年度農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業のうち
農業用資材の資源循環利用推進事業に係る第 2 次公募要領

(令和 7 年 4 月 23 日付け 7 農産第 497 号)

第 1 総則

令和 6 年度農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業のうち農業用資材の資源循環利用推進事業に係る第 2 次公募の実施については、この要領に定めるものとします。

第 2 趣旨

農業生産現場において、プラスチックの使用削減・適正回収・リサイクル等に係る取組の重要性はますます高まっていることから、廃プラスチックの排出抑制・資源循環利用の推進に向け、研修・普及啓発の開催やリサイクル方法の試行的な取組を行う意欲的な都道府県協議会・市町村協議会等を支援します。

第 3 事業内容

事業の内容は、以下の 1 若しくは 2、又はその両方の取組とします。

- 1 廃プラスチック排出抑制につながる取組に資する研修及び普及啓発
生分解性マルチや中長期展張フィルムの活用等による廃プラスチックの排出抑制に向けて、以下の取組を行うものとします。
 - ① 廃プラスチックの排出抑制や資源循環利用に向けた課題の抽出や分析、対応策の検討を行うための有識者を交えた検討会や研修会の開催
 - ② 生分解性マルチや中長期展張フィルムの活用・導入等に関する農業者向けの広報、セミナー開催等による普及啓発
- 2 廃プラスチックの新たなリサイクル方法への転換に向けた試行的な取組
現状で取り組んでいないリサイクル方法（マテリアルリサイクル・ケミカルリサイクル等）への転換に向けて、以下の取組を行うものとします。
 - ① 新たなリサイクル方法への転換に向けた検討会の開催
 - ② リサイクル事業者等と連携した廃棄物処理や再資源化処理の試行的な取組

第 4 応募団体の要件

本事業に応募することができる団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- 1 応募可能な団体
 - (1) 農業由来の廃プラスチック処理に関わる都道府県協議会
 - (2) 農業由来の廃プラスチック処理に関わる市町村協議会

(3) その他の協議会

- 2 1の(3)の者が事業実施主体となる場合は、(1)又は(2)を必須の構成員とします。なお、都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、民間事業者(資材メーカー、プラスチック処理業者等)等、事業の実施に必要な者が構成員となることは妨げません。
- 3 1(1)から(3)までのいずれの者が事業実施主体となる場合においても、全ての構成員の同意の上、次に掲げる要件を全て満たすものとします。
 - (1) 主たる事務所の定めがあること。
 - (2) 代表者の定めがあること。
 - (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
 - (4) 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

第5 補助対象経費の範囲

補助対象経費の範囲は、次に掲げる経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものとします。

1 事業の対象経費

通信・運搬費、備品費、資材購入費、資料購入費、賃借料、消耗品費、印刷製本費、会場借料、旅費、人件費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費

2 留意事項

応募に当たっては、本事業期間中における所用額を算出して頂きますが、実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査結果に基づき決定されるため、必ずしも所要額と一致するとは限りません。

また、所要額に補助事業に要する人件費(補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当)を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22軽第960号大臣官房経理課長通知)に基づき、算定してください。

なお、所要額については、千円単位で計上することとします。

第6 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることはできません。

- 1 本事業の業務(リサイクル方法の実証等)を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う以外の経費
- 2 拠点となる事務所の借上経費
- 3 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)の前に発生した経費(交付等要綱第11の1のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。)

- 4 交付金対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）
- 5 都道府県又は市町村職員の人件費
- 6 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- 7 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：パソコン等）の導入に要する経費
- 8 特定の個人又は法人のみの販売促進につながる活動に係る経費
- 9 新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアによる宣伝及び広告
- 10 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

第 7 補助金額及び補助率

補助金の総額は、次に掲げるとおりとし、この範囲内で事業に必要な経費（定額）を助成します。

なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあるほか、補助事業等で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合があるので留意してください。

- 1 廃プラスチックの排出抑制につながる取組に資する研修及び普及啓発
交付対象となる交付金の額は、1,500 千円以内とします。
- 2 廃プラスチックの新たなリサイクル方法への転換に向けた試行的な取組
交付対象となる交付金の額は、8,000 千円以内とします。

第 8 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、補助金交付決定の日から令和 8 年 3 月 31 日までとします。

第 9 申請書類の作成及び提出

提出すべき申請書類（以下、「課題提案書等」という。）は、次のとおりとします。

なお、第 3 の事業内容の複数の事業に応募することは可能です。その場合、事業ごとに申請書類を提出してください。

- 1 農業用資材の資源循環利用推進事業に係る課題提案書（別紙様式 1、2、3）
- 2 経費内訳書
補助事業等を実施するために必要な経費のすべての額（消費税等の一切の経費を含む。）を記載した内訳書（別紙様式 4）

3 応募者の概要（団体概要等）が分かる資料（パンフレット等）

- (1) 応募者に民間企業を含む場合にあっては、その民間企業の営業経歴（沿革）及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料
- (2) 応募者が民間企業以外の者である場合にあっては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料
- (3) 応募者が複数の民間団体等が本事業のために組織した任意団体（民法（明治29年法律第89号）上の組合に該当する者）である場合にあっては、本事業を実施すること等について、構成する全ての団体の同意を得た契約書若しくは構成する全ての団体が交わした協定書、又は構成する全ての団体間での契約締結書等
その他必要に応じ、本事業に係る事務手続を適正かつ効率的に行うために定める任意団体としての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法、内部監査の方法を明確にした組織の運営等に関する資料、財務状況に関する資料
- (4) 応募者が法人格を有しない団体である場合にあっては、当該団体の概要（別紙様式5）

ただし、3（1）又は（2）に掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料を提出してください。

第10 課題提案書等の提出期限等

1 提出期限：令和7年5月30日（金曜日）午後5時まで

2 提出先・問合せ先

・ 応募者の所在地：北海道

農林水産省農産局園芸作物課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

電話：03-3593-6496（直通）

メールアドレス：noutiku_plastic@maff.go.jp

・ 応募者の所在地：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

東北農政局生産部園芸特産課

〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-3-1

電話：022-263-1111（代表）（内線 4396）

メールアドレス：engei-tohoku@maff.go.jp

・ 応募者の所在地：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県

関東農政局生産部園芸特産課

〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1

電話：048-740-0388（直通）

メールアドレス：kanto_yasai@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：新潟県、富山県、石川県、福井県

北陸農政局生産部園芸特産課

〒920-8566 石川県金沢市広坂 2-2-60

電話：076-232-4314（直通）

メールアドレス：hokuriku_sisetsuengei@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：岐阜県、愛知県、三重県

東海農政局生産部園芸特産課

〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸 1-2-2

電話：052-223-4624（直通）

メールアドレス：tokai_engai@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

近畿農政局生産部園芸特産課

〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町

電話：075-414-9023（直通）

メールアドレス：kinki_engai@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、
愛媛県、高知県

中国四国農政局生産部園芸特産課

〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井 1-4-1

電話：086-224-9413（直通）

メールアドレス：chushi_entoku@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：福岡県、佐賀県、熊本県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島
県

九州農政局生産部園芸特産課

〒860-8527 熊本県熊本市西区春日 2-10-1

電話：096-300-6261（直通）

メールアドレス：yasai_kyushu@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：沖縄県

内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1

電話：098-866-1653（直通）

メールアドレス：okinawa_engai.j3b@ogb.cao.go.jp

3 課題提案書等の提出に当たっての注意事項

- (1) 課題提案書等は、様式に沿って作成してください。
- (2) 提出した課題提案書等は、変更することができません。
- (3) 課題提案書等に虚偽の記載をした場合は、審査対象となりません。
- (4) 要件を有しない者が提出した課題提案書等は、無効とします。

- (5) 課題提案書等の作成及び提出にかかる費用は、応募者負担とします。
- (6) 課題提案書等の提出は、原則として電子メール（押印のあるものは、別途、保存しておくこと）とし、やむを得ない場合には郵送、宅配便（バイク便を含む。）又は持参も可とします。なお、電子メールでの提出の場合は、提出先に連絡してください。FAXによる提出は、受け付けません。
- (7) 課題提案書等を電子メールにより提出する場合は、問合せ先の送付先アドレスを確認し、件名を「農業用資材の資源循環利用推進事業の課題提案書等（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載してください。また、送付後、必ず、メールが届いていることの確認を問合せ先に行ってください。

なお、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7Mbとするとともに、複数の電子メールとなる場合は件名の応募者名を「応募者名・その〇（〇は連番）」としてください。
- (8) 課題提案書等を郵送する場合には、封筒等の表に「農業用資材の資源循環利用推進事業課題提案書等在中」と朱書きし、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。
- (9) 提出後の課題提案書等については、採択、不採択にかかわらず返却しませんので、御了承ください。
- (10) 課題提案書等は、事業ごとに一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出してください。
- (11) 提出された課題提案書等については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しませんので、御了承ください。

第11 補助金交付候補者の選定について

提出された課題提案書等については、次の1から4までに掲げるとおり、事業担当課において書類確認、事前整理、課題提案会等を行った後、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定めるところにより設置する選定審査委員会において、審査の基準等に基づき審査を行い、事業実施主体となり得る候補（以下「補助金交付候補者」という。）を選定するものとします。

1 審査の手順

審査は、以下の手順により実施します。

(1) 書類確認

提出された課題提案書等について、応募要件及び課題提案書等の内容について確認し、必要に応じて問合せをします。

なお、要領に基づく応募要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。

(2) 事前整理

事業担当課において、提出された課題提案書等について事前整理を行います。

また、必要に応じ、課題提案会を行う場合があります（課題提案会は、非公開とし、また、特段の事由なく課題提案会に出席しなかった場合には、申請を辞退したものとみなします。旅費は提案者が負担してください。）。

課題提案会には、外部有識者が加わる場合があります。

（３）選定審査委員会による審査

事前整理を踏まえ、選定審査委員会において審査を実施し、予算の範囲内において、得点の高い順に、補助金交付候補者を選定します。

２ 審査の観点

審査は、事業実施主体の適格性、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに行政施策等との関連性等を勘案して総合的に行います。

３ 審査の基準

審査は、別紙の審査基準により、行うものとします。

（１）事業実施主体の適格性については、次の項目について審査するものとします。

なお、課題提案書等の提出から過去３年以内に、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和３０年法律第１７９号）第１７条第１項又は第２項に基づき交付決定の取消しがあった補助事業等において、当該取消しの原因となる行為を行った補助事業者又は間接補助事業者については、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査においてその事実を考慮するものとします。

- ① 実施体制の適格性
- ② 知見、専門性等の有無
- ③ 類似事業の実績の有無
- ④ 経理処理能力の適格性
- ⑤ 交付決定取消の原因となる行為の有無

（２）事業内容及び実施方法については、次の項目について審査するものとします。

- ① 事業の目的、趣旨との整合性
- ② 事業内容の妥当性
- ③ 実施方法の効率性
- ④ 経費配分の適正性

（３）事業の効果については、次の項目について審査するものとします。

- ① 期待される成果
- ② 波及効果
- ③ 社会的なニーズ
- ④ 事後評価手法の具体性

⑤ 事業遂行の効率性

4 審査結果の通知

審査の結果（採択又は不採択）については、補助金交付候補者を決定次第、農産局又は地方農政局等より速やかに応募者に対して通知します。

審査結果の通知については、補助金交付候補者に補助金交付の候補者になった旨を知らせるものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続きを経て、正式に決定されることになります。

選定審査委員会の議事及び審査内容については、非公表とします。

また、審査委員は、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏えいしないという、秘密保持の遵守が義務付けられています。

なお、補助金交付候補者の決定に係わる審査の経過、審査結果等に関するお問い合わせについてはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

第 12 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、国の指示に従い速やかに、農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業補助金交付等要綱並びに農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業実施要領（以下「要綱等」という。）に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書及び事業実施計画書（以下「申請書等」という。）を事業担当課に提出していただくことになります。申請書等を事業担当課等が審査した後、問題がなければ交付決定通知を発出します。

なお、申請書等の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。

第 13 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合には、申請段階（補助金交付候補者として選定されていない段階）で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容及び他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、又は補助金交付候補者の選定の決定若しくは補助金の交付決定が取り消されることがあります。

第 14 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を遵守してください。

1 事業の推進

事業実施主体は、要綱等を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うことになります。特に、交付申請書の作成、

計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

2 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- （１）事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理に当たっては、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）に基づき、適正に執行すること。
- （２）事業実施主体は、補助金の経理を、他の事業等と区分し、事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- （３）事業実施主体は、補助事業の完了後、要綱等に基づく実績報告書を提出し、額の確定を請求書により受けた場合には、補助金受領後 1 か月を目途に請求元の事業者への支払を励行するものとし、支払が完了した場合には、その旨を交付決定者に報告すること。
- （４）事業実施主体は、金融機関等から借入れを行う場合には、事業計画の応募申請に併せて、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる書類（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）を提出するとともに、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について報告すること。

交付決定者が自己負担分の確保ができず、補助事業の遂行ができないことが明らかな場合には、適正化法第 10 条による交付決定の取消しを行うことがあること。

また、交付決定者は、事業実施主体の同意を得て、金融機関等に当該借入の審査状況の確認を行うことがある。

- （５）事業実施主体は、機械・設備等の導入に当たっては、事業実施期間内に稼働試験及びそれに伴う調整を終了させること。事業実施期間内に稼働試験及びそれに伴う調整が終了しないことが確実となった場合には、交付決定者に申し出ること。

3 取得財産の管理

本事業により取得し、又は効用が増加した設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属します（事業実施主体の代表者には、帰属しません。）。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) 取得財産については、交付規則に基づき処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）においては、事業終了時であっても善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません（他の用途での使用等はできません。）。
- (2) 処分制限期間においては、取得財産のうち1件当たりの取得評価額が50万円以上のものについて、補助金交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付け等を行う場合には、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣の承認した取得財産の処分によって得た収入について交付を受けた補助金額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付いただくことがあります。

4 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属しますが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守っていただきます。

- (1) 本事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく農林水産省又は地方農政局等に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間に於いて、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に農林水産省又は地方農政局等と協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両方で協議・調整を行うこと。

5 収益状況の報告及び収益納付

事業成果の実用化等に伴い収益が生じた場合には、要綱等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められるときは、交付を受けた補助

金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただきます。

6 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、要綱等に基づき必要な報告を行うこととなります。また、農林水産省は、あらかじめ事業実施主体に知らせた上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めてください。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じて発表していただくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、当該成果が本事業によるものであること及び論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記するとともに、発表した資料等については農林水産省に提出してください。

7 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて、国による評価を行います。その際、ヒアリング等の実施について協力をお願いすることがあります。

第 15 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等排除方法を定めます。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（１）から（３）までの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とします。

（１）補助事業者自身

（２）100%同一の資本に属するグループ企業

（３）補助事業者の関係会社（補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号）第 8 条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（２）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これにより難しいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3) 補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これにより難しいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明すること。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

第 16 公示への委任等

この公募要領に定めるもののほか、個別の事業の公募に関し必要な事項については、公示のとおりとします。公示は農林水産省のホームページ（ホーム＞申請・お問い合わせ＞補助事業参加者の公募、URL (<https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>) に掲載されます。

また、この公示に併せて、事業担当課等は、公募開始等の周知に努めることとします。